

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書

事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名	
------	--------------------------	-----	--

第六号様式別表十一（第五条関係）

更正欠損金額等の控除明細書

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	所得金額 ②の金額等を控除した後の所得 (第6号様式・又は別表5②-②)又は(第6号様式⑩又は別表5②)-②-((第6号様式⑩又は別表5②)-④)×0.2)	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②		⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式⑦又は別表5②)	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額 ④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計(①+②+③)	④		④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用事業年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (⑮の計)	⑬	
	適用事業年度終了の時ににおける資本金等の額(プラスの場合は0)	⑥	△	欠損金額等からしないものとする金額 (⑪と⑬のうち少ない金額)	⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害欠損金(別表9④の計)	⑦				
	差引欠損金額等(⑤-⑥-⑦)	⑧				

欠損金額等の翌期繰越額の調整

発生事業年度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式別表9③-④)	欠損金額等からしないものとする金額(当該発生事業年度の⑮と⑯-当該発生事業年度前の⑯の合計額)のうち少ない金額	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑮-⑯)
	⑮	⑯	⑰
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
計			

第6号様式別表11記載要領

- 1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
 - (1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人
 - (2) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人
- 2 次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。
 - (1) 「適用年度終了の時における資本金等の額⑥」の欄 法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人
 - (2) 「⑦の金額等を控除した後の所得⑨」及び「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」の欄 1(1)に掲げる法人
 - (3) 「⑦の金額を控除する前の所得⑩」及び「④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の欄 1(2)に掲げる法人
- 3 「⑦の金額等を控除した後の所得⑨」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 平成25年4月1日以後に法人税法第59条第2項に規定する事実が生ずる場合、同日以後に租税特別措置法第67条の5の2第1項に規定する政令で定める事実が生ずる場合又は同日以後に震災特例法第17条第1項に規定する政令で定める事実が生ずる場合において、「計④」の金額が第6号様式⑦又は別表5⑫の金額以上であるとき、又は次に掲げる法人に該当するときは「又は（（第6号様式⑦又は別表5⑫）-⑦-（（第6号様式⑦又は別表5⑫）-④）×0.2）」を消し、これらのいずれにも該当しないときは「（（第6号様式⑦又は別表5⑫）-⑦）又は」を消すこと。

イ 法人税法第57条第11項各号に掲げる法人（租税特別措置法第67条の14第1項に規定する特定目的会社、同法第67条の15第2項に規定する投資法人、同法第68条の3の2第1項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。以下この号において同じ。）及び租税特別措置法第68条の3の3第1項に規定する特定投資信託に係る受託法人を除く。）

ロ 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的会社

ハ 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす同条第2項に規定する投資法人

ニ 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人

ホ 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人
 - (2) 平成25年4月1日前に所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）による改正前の法人税法第59条第2項に規定する事実が生じた場合又は同日前に所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）による改正前の震災特例法第17条第1項各号に掲げる事実が生じた場合（当該事実が生じた法人について同日以後に震災特例法第17条第1項に規定する事実が生ずる場合を除く。）にあっては、「又は（（第6号様式⑦又は別表5⑫）-⑦-（（第6号様式⑦又は別表5⑫）-④）×0.2）」を消すこと。
 - (3) 法人が法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、「又は（（第6号様式⑦又は別表5⑫）-⑦-（（第6号様式⑦又は別表5⑫）-④）×0.2）」を消すこと。
- 4 「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」及び「④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の欄は、法人が法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「④、」を抹消すること。
- 5 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付すること。